

農業委員会だより

あなたのみちを、
あるけるまち。
八王子

発行：八王子市農業委員会 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号 TEL 042(620)7402 (直通)



『魅力的で活力ある農業を目指して』

農業委員会委員 熊澤 治彦

【主な記事の紹介】

- 都市農地貸借円滑化法、特定農地貸付法の概要とその活用事例 2～3
- 農業委員会からのお知らせ 4

私が担当する元八王子地区は、八王子市の西部に位置します。この地区は、陣馬街道、高尾街道が地域内を横断し、市街地と豊かな自然環境を有している地形から構成されています。

この地区では、豊かな自然に囲まれた特性を活かして、かつては原木しいたけの栽培を行っている農家が多く、養蚕業や酪農業も盛んでした。相続に伴い農地が転用され宅地開発等が進んでいく中、現在は、露地野菜を中心に作物を生産する農家が多く、都市と調和した農業経営が行われています。

都市農地が持つ多面的機能を実践する活動として、近所の小学生に対する社会科見学の場の提供や、中学生の職場体験の受け入れも行っています。種まき、収穫、片付け等の体験を通して、子どもたちが農業の楽しさを知り、自然の声を肌で感じてもらうことで、農業に興味を持つきっかけになれば、一人の農業者として喜ばしく思います。

都市にある農地のあり方が見直されたことで、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（都市農地貸借円滑化法）」に基づく生産緑地の貸借や、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（特定農地貸付法）」に基づく市民農園開設の事例が増えています。農業者の高齢化が課題となっている昨今、これらの制度を活用して生産緑地の有効利用を図っていくことが非常に重要であると考えます。今後も、関係団体と協力しながら元八王子地区の農業が、より魅力的で活力あるものになるよう、農業委員として尽力していきます。

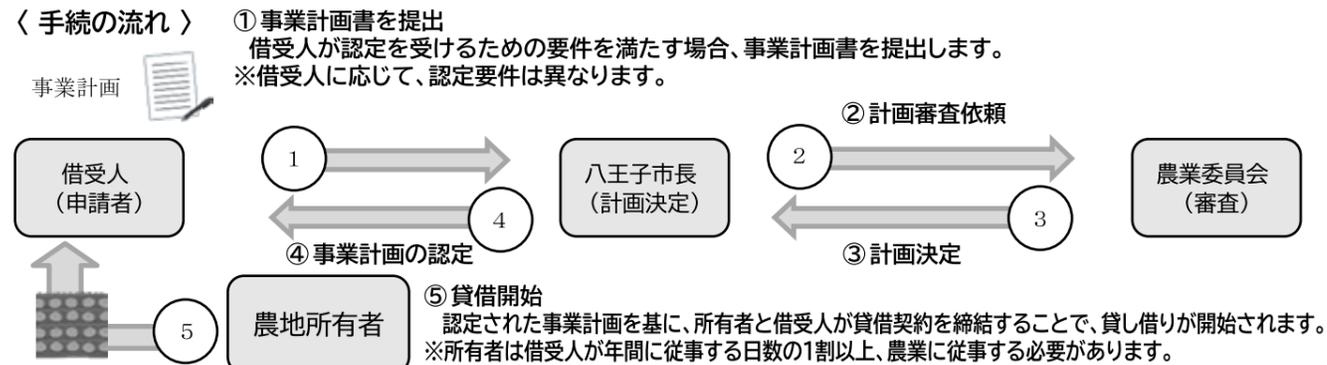
農業者の様々な取組 ～都市農地貸借円滑化法と特定農地貸付法を活用した事例～

近年、都市にある農地は宅地開発に伴う転用等により年々減少しています。また、農業従事者の高齢化や担い手不足といった農業経営に携わる人材の確保や育成が課題となっています。

このような状況の中、平成30年に施行された「都市農地貸借円滑化法」に基づき生産緑地の貸借を行うケースや農地所有者が「特定農地貸付法」に基づき市民農園を開設し、多くの方に農地に触れ合う機会を提供される事例が増えつつあります。

本号では、これらの法律に基づく制度の概要とともに、実際に制度を活用されている取組の事例を紹介します。

都市農地貸借円滑化法の概要 ～生産緑地の貸借が安心して行えます～



制度のメリット(生産緑地の貸借をした場合)

	通常(農地法)	都市農地貸借円滑化法
法定更新	適用される 契約を更新しないことについて、知事の許可または合意による解約がされないと農地は戻りません。	適用されない 貸借期間終了後は、貸していた生産緑地が必ず戻ってきます。
相続税納税猶予制度	打ち切り 猶予税額と利子税の納税が必要となります。	継続 納税猶予は適用されます。相続が発生した場合は、生産緑地を貸し付けたまま納税猶予の適用を受けられます。

都市農地貸借円滑化法を活用した事例 ～令和2年8月に生産緑地を借り受けた久保良喜さん～

○ 就農のきっかけを教えてください。

就農前は僧侶でしたが、多くの人との出会いを通じ、人が生きていく上で大事にしたいことがあると感じました。その中でも、「食」こそ人が生きていくのに欠かせないとの考えに至り、「農業」こそが人間の原点であるとの思いが強くなりました。その後、長野県で農業を営んでいる友人や、八王子市、瑞穂町の農家の元で研鑽を積み、都内で新規就農をするための手続を経て、令和元年12月に就農できました。

○ 久保さんが借り受けた生産緑地について

谷野町にある約 3,600 m²の生産緑地を借りています。面積が広くて周りの居住者に迷惑をかけることが少ない環境なので、効率よく作業できます。現在は、農業経営の中心的作物であるニンニクを作付けしています。今後はニンニクを加工するためのハウスの設置も考えており、6次産業化を視野に入れつつ、楽しみながら農作業をしています。



◀生産緑地を借り受けた久保良喜さん(写真左はお孫さん)



○ 生産緑地の借用を考えている方にアドバイスをお願いします。

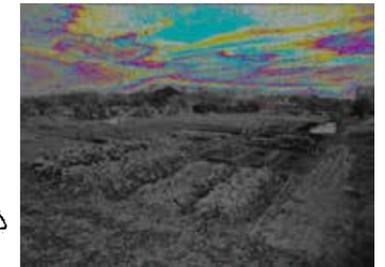
本制度を利用する際、色々な書類を用意するなど事務手続がありますが、市や農業委員会事務局に相談したところサポートしてくれたので、安心して生産緑地を借りることができました。

○ これからどのような農業経営を目指しますか？

一人でも多くの未来ある子どもたちに、安全な野菜を安心して食べてもらえるように、環境にも配慮しながら農作業を続けていきたいと思ひます。耕作できる農地を増やすだけでなく、同じ志を抱く仲間を増やし、農業の魅力をアピールしていけるよう、今後も精進していきます。



▲久保さんが借り受けている生産緑地(谷野町)



▲特定農地貸付法により開設された「上柚木あおぞら農園」

特定農地貸付法を活用した事例 ～令和2年10月に市民農園を開設された平久保康子さん～

○ 市民農園を開設されたきっかけを教えてください。

父が元々、市内で酪農や露地野菜等の栽培をしていましたが、私一人で維持管理していくことは難しいと感じ、地域の方々に有効活用してもらうために、市民農園の開設を決意しました。農園を開設した地域では、自分で美味しい野菜を作りたいと考える方も多く、家族と一緒に野菜を育てることは食育にも役立つのではないかと考えています。

○ 開設された市民農園について教えてください。

農園の名称は「上柚木あおぞら農園」です。市街化調整区域内の約 680 m²の農地に作業スペースや共用通路を確保し、10区画に分けてお貸ししています。現在は5名の方に利用していただいております、主に小松菜、ニンジン、春菊等を栽培されています。

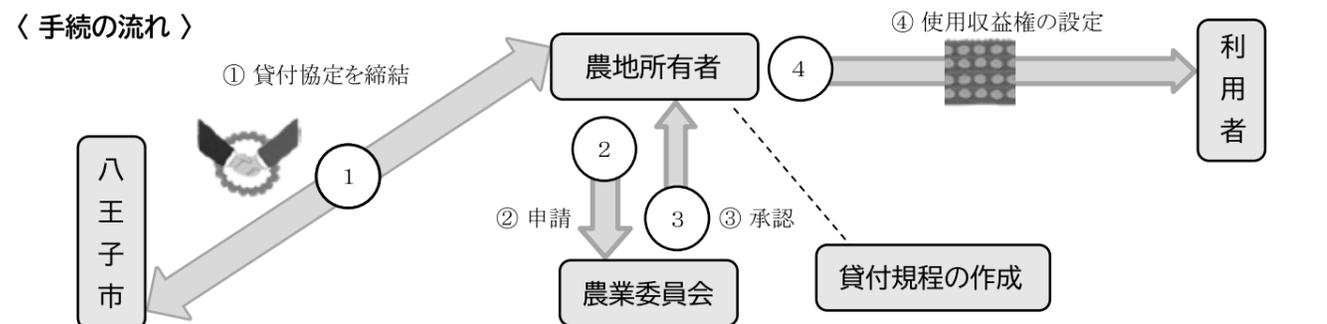
○ 市民農園の開設を考えている方にアドバイスをお願いします。

開設の手続をする前に、自分なりのイメージを固めて、市や農業委員会事務局とよく相談して話し合うことをお勧めします。私も丁寧な助言をいただき、非常に助かりました。また、農園の利用者を募集するための広報のやり方についても考える必要があります。

○ 今後の計画について教えてください。

農園の利用者同士の交流の場を設けていきたいと考えています。収穫祭や食事会などを通じて情報交換を行い、輪を広げていけるよう取り組んでいきたいと思ひます。

特定農地貸付法の概要 ～農地所有者または第三者が市民農園を開設することができます～



※この手続の流れは、農地を所有している方が市民農園を開設する場合です。

<市民農園を開設する際のルール>

- ・相当数の人を対象とし、作成した貸付規程を基に、一人当たり10アール未満の農地を貸し出します。
- ・営利を目的とする農作物の栽培はできません。
- ・利用者への貸付期間は5年以内です。

<生産緑地に市民農園を開設した場合>

- ・相続税納税猶予を受けたまま生産緑地を貸すことができます。
- ・市民農園の開設中に生産緑地の所有者に相続があった場合、相続人が相続税納税猶予制度の適用を受けることができます。

<市民農園の開設に関する補助金>

農地所有者が自ら開設する場合は、開設に必要な費用の一部を補助する制度があります。詳しくは農林課(620-7250)までお問い合わせください。

各種調査の報告

◆農地利用状況調査を実施しました。

農地法第30条に基づき、令和2年9月から10月にかけて、市内農地の利用状況調査を実施しました。

対象は主に生産緑地と市街化調整区域内農地です。多くの農地が適正に利用されている一方で、十分に活かされていない農地も一部見受けられました。農地法では、農地について適正な利用を確保することとされています。農地の利用向上を図るため、遊休農地の所有者に対しては、農地法第32条に基づき、今後の利用に関する意向調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。



▲適正に利用されている農地



▲十分に活かされていない農地

◆農作物生産状況調査等を実施しました。

令和2年8月上旬に実施した、「農作物生産状況調査」のほか、「農作物被害調査」、「はちおうじ農作物直売所マップ作成の意向調査」にご協力いただきありがとうございました。みなさまからご提出いただいた調査表は、東京都内の農業の現状把握や本市の農業振興の基礎資料として有効活用させていただきます。

今後も調査を実施していく予定ですので、ご協力をよろしくお願いいたします。

農林水産統計業務協力者等に対する 農林水産大臣感謝状の授与

永年にわたり、毎年農林水産統計調査業務に協力された方に農林水産大臣から感謝状、表彰状が授与されます。今年度は、本市農業委員会会長職務代理である菱山史郎氏へ授与されました。



▲感謝状を授与された菱山史郎会長職務代理

労働時間等のデータの作成、提供など、約10年間ご協力させていただきました。今後も統計調査に貢献できるよう努めてまいります。

Topics

特定生産緑地指定申請の受付

平成4年(1992年)・平成5年(1993年)に生産緑地地区として指定された土地をお持ちの方を対象に、特定生産緑地指定の申請受付を行っております。**平成4年(1992年)指定の土地に関しては本年度が最終受付になりますのでご注意ください。**申請希望の方は、電話にてご予約をいただいたうえで、必要な書類を持参し市役所本庁舎6階の都市計画部都市計画課へお越しください。申請受付は、令和3年(2021年)3月31日(水)までです。お問い合わせは、都市計画部都市計画課(電話:042-620-7302)まで。

第34回JA八王子農業祭の中止

例年、「のらぼう菜の苗」の無料配布を行っていましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、農業祭は中止となりました。

農地を相続されたら届け出が必要です

相続等で農地の権利を取得された方は、農業委員会事務局へ手続にお越し願います。

農業委員会活動日誌

令和2年度(2020年度)農業委員会総会 開催状況

総会開催日	専決処分案件	審議案件	報告案件
第3回(6月29日)	5件	3件	2件
第4回(7月30日)	3件	9件	2件
第5回(8月27日)	3件	11件	3件
第6回(10月5日)	4件	6件	2件
第7回(10月27日)	5件	4件	4件
第8回(11月24日)	4件	6件	2件

【主な活動実績】

- 南多摩地区農業委員会協議会研修会(9.30)
- 農地利用状況調査(9.1~10.31)

「農業者年金」へ加入しませんか? / 「全国農業新聞」を読みませんか?

お申込み・お問い合わせは
農業委員会事務局まで。